

### \*\*\* 税制上の優遇措置が受けられます \*\*\*

- 「公益財団法人」となったことに伴い、当財団に対する寄付金は、次のような税制上の優遇措置を受けられます。
- 寄附金の控除を受けるためには所得税の確定申告が必要となります。

#### 【個人によるご寄付の場合】

	年間で寄附された額	1万円	5万円	10万円
控除額	所得税	所得額から △8,000円	所得額から △48,000円	所得額から △98,000円
	県民税（広島県）	税額から △320円	税額から △1,920円	税額から △3,920円
	市民税（広島市） "（北広島町）	税額から △480円	税額から △2,880円	税額から △5,880円

#### （控除のしくみ）

##### ◆ 所得税：所得控除

個人の方が当財団に対して2,000円を超える寄附をされたときは、寄付金控除として（寄附金額－2,000円）が所得から控除できます。

（寄附金額－2,000円）を所得金額から控除

##### ◆ 県民税：税額控除（広島県にお住まいの場合）

広島県民である個人の方が当財団に対して2,000円を超える寄附をされたときは、さらに、次により算定した額を、翌年の個人県民税の税額から直接控除できます。

（寄附金額－2,000円）×4%を税額から控除

##### ◆ 市民税：税額控除（広島市又は北広島町にお住まいの場合）

該当する市・町民である個人の方が当財団に対して2,000円を超える寄附をされたときは、さらに、次により算定した額を、翌年の個人市民税の税額から直接控除できます。

（寄附金額－2,000円）×6%を税額から控除

（※当財団は、広島市及び北広島町で市・町民税の税額控除の対象となっています。）

#### 【法人によるご寄附の場合】

##### ◆ 損金算入

会社などの法人が当財団に対して寄附をされたときは、一般の寄付金とは別枠で損金の額に算入されます。